

## 岡崎市緑の基本計画策定委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市緑の基本計画策定委員会について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 岡崎市における緑全般の施策に関する岡崎市緑の基本計画（以下「緑の基本計画」という。）の策定について、上位計画や関連計画との整合を図りつつ、多様な観点から検討を行うため、岡崎市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第3条 委員会は、緑の基本計画の策定に関する検討を行い、緑の基本計画の案を作成して市長に報告するものとする。

### (組織)

第4条 委員会は、10人以内の委員で組織する。

### (委員)

第5条 委員は、学識経験者、専門家、市民の中から市長が委嘱する。

### (任期)

第6条 委員の任期は、委嘱した日から緑の基本計画が策定される日までとする。

### (委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者のうちから市長が依頼し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第8条 会議は、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、原則として公開とする。
- 4 委員長は、議事の進行上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

### (事務局)

第9条 委員会の事務局は、都市整備部公園緑地課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成30年11月9日から施行する。
- 2 この要綱は、岡崎市緑の基本計画を公表した翌日からその効力を失う。